議第23号

呉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について 呉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市火災予防条例の一部を改正する条例

呉市火災予防条例(昭和37年呉市条例第19号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示 すように改正する。

<u> </u>	
改正前	改正後
(避雷設備)	(避雷設備)
第17条 避雷設備の位置及び構造は,消防	第17条 避雷設備の位置及び構造は、消防
長が指定する <u>日本工業規格</u> に適合するも	長が指定する日本産業規格に適合するも
のとしなければならない。	のとしなければならない。
2 略	2 略

付 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

(提案理由)

工業標準化法の一部改正に伴い、所要の規定の整理をするため、この条例案を提出する。